# ゆうゆうクラブ運営規程新旧対象表(案)

## 現　　行

ゆうゆうクラブ運営規程

第３条　ゆうゆうクラブの利用時間は、次のとおりとする。

| 区　　分 | 開業時間 |
|---|---|
| 学校登校日 | 学校の下校時間から午後６時まで |
| 学校休業日 | 午前７時30分から午後６時まで |

２　利用者の保護者から要望がある場合は、午後７時まで延長することができる。この場合において、第８条の規定に基づく利用料金を徴収する。

第８条
２～３
４　第３条第２項に規定する延長利用料金は、次のとおりとする。

| 区　分 | 利用料金 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 午後6時から7時まで | 30分ごとに　100 円 | |
| 午後７時以降 | 15分ごとに　300 円 | |

＊月単位の場合・・6時から6時30分まで　1,500 円
6時から7時まで　3,000 円

５～６

## 改　正　後

ゆうゆうクラブ運営規程

第３条　ゆうゆうクラブの利用時間は、次のとおりとする。

| 区　　分 | 開業時間 |
|---|---|
| 学校登校日 | 学校の下校時間から午後７時まで |
| 学校休業日 | 午前７時30分から午後７時まで |

第８条
２～３

４～５

６　ひとり親家庭の利用者の基本利用料、第１項から第３項までに規定する金額の６０％とする。
７　同一世帯で利用者が２人以上の場合において２人目以降の基本利用料は、第１項から第３項までに規定する金額又は前項の規定に該当する場合は前項の規定により算定した金額の５０％とする。

付　則
この規程は、平成２９年１２月１日から施行する。